

しながわ光 お得パック・お得パック利用規約

第1節 総則

第1条（利用規約の適用）

株式会社ケーブルテレビ品川（以下「当社」といいます。）は、次の各号の利用契約（以下「原約款」といいます。）および、しながわ光 お得パック・お得パック利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、次の各号で定めるサービス（以下あわせて「基本サービス」といいます。）および本規約に定めるサービスをパッケージ化した商品として、しながわ光 お得パック・お得パック（以下「本商品」といいます。）を提供するものとします。

- (1) ケーブルテレビジョンサービス契約約款に定める「ケーブルテレビジョンサービス」
- (2) ケーブルインターネットサービス契約約款に定める「ケーブルインターネットサービス」
- (3) ケーブルプラス電話利用規約に定める「ケーブルプラス電話サービス」
- (4) しながわ テレビ・プッシュ契約約款に定める「しながわ テレビ・プッシュ」
- (5) ケーブルテレビしながわHOME契約約款に定める「ケーブルテレビしながわHOME」
- (6) しながわ光 テレビジョンサービス契約約款に定める「しながわ光 テレビジョンサービス」
- (7) しながわ光 インターネットサービス契約約款に定める「しながわ光 インターネットサービス」

第2条（利用規約の遵守）

基本サービスの加入者および利用者（以下あわせて「加入者等」といいます。）で、本商品の契約（以下「利用契約」といいます。）を締結する者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を遵守するものとします。

2. 本規約に定めなき用語については、原約款の定義が適用されるものとします。

第3条（利用規約の変更）

当社は、本規約を加入者等の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

2. 本規約を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第4条（商品内容）

本商品は、別記に定める種類があり、基本サービスを組み合わせて、契約期間中、別途定めるケーブルテレビ品川サービス料金表（以下「料金表」といいます。）の通り、通常より割引いた料金で提供するものとします。

2. 当社は、別記に定める通り、契約者に機器を貸与します。
3. 契約者所有の当社販売機器にて本商品を利用することはできないものとします。ただし、当社が特に認める場合はこの限りではありません。

第5条（提供条件）

第4条（商品内容）に定める組み合わせたすべての基本サービスの約款に同意のうえ申し込みした場合、本商品を提供します。契約期間中に、申し込まれた基本サービスの一部もしくは全部を変更または解約された場合、本商品の提供は終了します。

第6条（申し込み）

本商品の提供条件を満たす場合、本規約を承認したうえで、加入者等は本商品を申し込むことができます。

2. 申込者である個人が未成年の場合は、法定代理人の同意を必要とします。
3. 申込者である個人が、成年後見制度に基づく被保佐人または被補助人の場合は、それぞれ保佐人または補助人の同意を必要とします。
4. 「お得パック集合スマートプラン通信+電話2年コース」、「お得パック集合スマートプラン通信2年コース」および「お得パック集合プラン」は、「施設利用サービス サポートプラン for MANSION LAN」、「施設利用サービス マンションプラン」、「施設利用サービス ライトプラン」、「施設利用サービス マンションプラン ライト」および「アパートメント 1Mエントリープラン」契約の物件に居住している場合で、かつ、料金表に定める要件を満たす場合は、申し込むことができます。
5. 「しながわ光 お得パック マンション2年プラン」および「しながわ光 お得パック マンション・スマートプラン」は、「しながわ光 施設利用サービス マンションプラン」、「しながわ光 施設利用サービス マンションプラン ライト」および「しながわ光 アpartment サポートプラン」契約の物件に居住している場合で、かつ、料金表に定める要件を満たす場合は、申し込むことができます。
6. 本商品は、一加入者等につき、料金表に定めるサービス品目の1台目に対してのみ申し込みができるものとし、一加入者等が本商品を複数申し込むことはできません。
7. 利用契約の期間中は、まとめて割引が適用されることはありません。
8. 利用契約の期間中は、集合2年コースまたはMANSION LAN 3年コースを重複して申し込むことはできません。

第7条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本商品の利用申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が本規約に違反するおそれがある場合
 - (2) 原約款に基づく申し込み内容に虚偽の記載があった場合
 - (3) 本商品の提供が著しく困難である場合
 - (4) その他、利用契約の締結が不相当である場合
2. 前項の規定により、当社が本商品の利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第8条（利用契約の成立）

利用契約は、本商品の利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

第9条（契約期間）

本商品の契約期間は、第4条（商品内容）第1項に定める通りとします。

2. 契約期間は、対象となる基本サービスの利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。
3. 契約者が料金表に定める各プランまたはサービス品目等の変更を行う場合の契約期間は、変更後の各プランまたはサービス品目等の利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とします。ただし、変更後の各プランまたはサービス品目等の利用開始日が暦月の初日となる場合、利用開始日を起算日とします。
4. 前二項の利用開始日が複数ある場合は、「ケーブルテレビジョンサービス」もしくは「しながわ光 テレビジョンサービス」または「ケーブルインターネットサービス」もしくは「しながわ光 インターネットサービス」のうち、いずれか遅くに到来する基本サービスの利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とします。

第10条（料金等）

契約者が支払う月額利用料などの料金等は、料金表に定める通りとします。

2. 本商品の提供が開始された場合またはサービス品目等の変更がされた場合、前項に定める月額利用料は、前条（契約期間）第2項、第3項および第4項に定める起算日を課金開始日とします。
3. 契約者は、料金表記載の金額（消費税等相当額を含んだ額）を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求するものとします。

第11条（料金等の支払方法）

契約者は、料金表に定める月額利用料を、契約者が指定するクレジットカードで支払うものとし、その他の方法で支払うことはできません。ただし、当社が定める一定期間、当社への遅延なき支払い（本規約に基づく支払いとは限りません。）を継続した契約者については、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができるものとします。

2. 契約者は、請求書の発行を希望する場合は料金表に定める請求書類発行手数料を支払うものとします。

第12条（利用契約の更新）

利用契約の期間が満了した場合、利用契約は満了日の翌日から同期間更新するものとします。ただし、満了日の属する月に、契約者より利用契約の不更新の申し出がある場合は、この限りではありません。

第13条（利用契約の解除）

当社は、契約者の責めに帰すべき事由（原約款に定める当社が行う基本サービス提供の解除事由に準じます。）が認められる場合、利用契約を解除することができます。

2. 当社は、前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により契約者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 第1項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本商品の利用終了日と定めます。
4. 利用契約の満了予定日の属する月、その翌月および翌々月以外の月に利用契約の解除が行われる場合、契約者は料金表に定める解除料金を支払うものとします。

第14条（利用契約の解約）

契約者は、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、利用契約の解約日として取り扱います。また、当該利用契約の解約日を本商品の利用終了日と定めます。なお、第4項の場合においては、別途定める日を当該利用契約の解約日として取り扱うものとします。
3. 利用契約の満了予定日の属する月、その翌月および翌々月以外の月に利用契約の解約が行われる場合、契約者は料金表に定める解約料金を支払うものとします。
4. 当社が定めた要件を満たす契約者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第15条（利用契約終了後の契約）

利用契約の終了後、加入者等が引き続き基本サービスの利用を継続する場合に支払う月額利用料金は、原約款に定める通常料金が適用されるものとします。

第2節 雑則

第 16 条（個人情報）

当社は契約者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 契約者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第 17 条（損害賠償の免責）

当社が第 13 条（利用契約の解除）、第 14 条（利用契約の解約）、次条（本商品の廃止）の規定により、本商品の提供を解除、解約、制限、停止、休止、廃止したことによって利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 本商品により提供される各種情報の内容の正確性、最新性、有用性、完全性等について、当社は何らの保証をしないものとします。利用者およびその他の第三者が、本商品にて提供される情報に基づいて行った活動によって利用者およびその他の第三者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 利用者が、本商品の利用により第三者に損害を与えた場合、当社の責に帰すべき事由を除き、当該契約者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 第 13 条（利用契約の解除）および第 14 条（利用契約の解約）の規定により利用契約が解除または解約されたことにより当社が損害を被った場合には、当該契約者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。

第 18 条（本商品の廃止）

当社は、業務上の都合により本商品を廃止することができます。この場合、本商品を廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本商品の提供終了日と定めます。なお、本商品廃止後においても、基本サービスの契約は継続されるものとします。

2. 当社は、前項の場合には、契約者に対し本商品を廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本商品を廃止する旨を告知します。

第 19 条（関連法令の遵守）

当社は、本規約に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第 20 条（国内法への準拠）

本規約は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

付則

本規約は、2023 年 1 月 1 日より施行します。

別記

商品名	契約期間	基本サービスの組み合わせ (*1) (*2)	貸与機器			
			Hit Pot 等	ケーブルモデム等	ゲートウェイ	IPボックス
お得パック スマート3年プラン	3年	テレビ インターネット ケーブルテレビしながわHOME しながわ テレビ・プッシュ	●	●	●	■(*3)
お得パック トリプル3年プラン		テレビ インターネット ケーブルプラス電話	●	●	—	—
お得パック 3年プラン		テレビ インターネット	●	●	—	—
お得パック 2年プラン	2年	テレビ インターネット	●	●	—	—
お得パック 集合スマートプラン 通信+電話 2年コース		インターネット ケーブルプラス電話 ケーブルテレビしながわHOME しながわ テレビ・プッシュ	—	●	●	■(*3)
お得パック 集合スマートプラン 通信2年コース		インターネット ケーブルテレビしながわHOME しながわ テレビ・プッシュ	—	●	●	■(*3)
お得パック 集合プラン		インターネット ケーブルプラス電話	—	●	—	—
しながわ光 お得パック トリプルプラン(*4)		3年	しながわ光テレビ しながわ光インターネット ケーブルプラス電話	●	●	—
しながわ光 お得パック ダブルプラン	しながわ光テレビ しながわ光インターネット		●	●	—	—
しながわ光 お得パック マンション・スマートプラン (*4) (*5)	2年	しながわ光インターネット ケーブルプラス電話 ケーブルテレビしながわHOME	—	●	●	—
しながわ光 お得パック マンション2年プラン (*4)		しながわ光インターネット ケーブルプラス電話	—	●	—	—

(*1) 以下、略称です。

- ・「テレビ」は、「ケーブルテレビジョンサービス」の略称です。
 - ・「インターネット」は、「ケーブルインターネットサービス」の略称です。
 - ・「ケーブルプラス電話」は、「ケーブルプラス電話サービス」の略称です。
 - ・「しながわ光テレビ」は、「しながわ光 テレビジョンサービス」の略称です。
 - ・「しながわ光インターネット」は、「しながわ光 インターネットサービス」の略称です。
- (*2) 組み合わせ可能な基本サービスの対象となるサービス品目は、料金表に定める通りとします。
- (*3) 契約者の選択により貸与します。
- (*4) 契約者にケーブルプラス電話用宅内機器（ターミナルアダプター）を貸与します。
- (*5) 「しながわ光 お得パック マンション・スマートプラン」は、「お得パック スマート3年プラン」、「お得パック 集合スマートプラン 通信+電話2年コース」または「お得パック 集合スマートプラン 通信2年コース」の利用契約があり、インターネットの利用契約をしながわ光 インターネットの利用契約に移行した加入者に限り、申し込むことができます。